

もだま通信 No. 43

平成 29 年 4 月 発行

特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

〒525-0027 草津市野村八丁目 5 番 19 号
サニーハイツピア 105 号室
TEL: 077-598-0246 FAX: 077-598-0888
E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp



すっかり春めいて参りました。そして新しい年度がスタートしました。

もだまは今年度10周年を迎えます。

みなさまもよくご存知のとおり、2000年介護保険制度が施行され、必要なサービスを自分で選択し事業所と契約する方法となりましたが、判断能力が十分でなく自分で契約行為ができない方々を法律的に支援するために成年後見制度が介護保険制度と同時に施行されました。その後の2006年には、障がい者自立支援法が施行され福祉サービスを受けるためには、やはり契約行為が必要となりました。しかし障がい者自身で判断が難しい場合は誰かが代わって契約を締結する必要があるため、成年後見制度が密接に関係してきました。このような状況の中、障がい者支援施設の有志が集いNPO法人の設立、そして活動を開始し、継続する中で、草津、守山、栗東、野洲の各市から成年後見制度利用促進事業の委託を受けることとなり、現在では、各市の地域包括支援センターや介護事業所、支援機関などから日々のご相談をお受けする中で関係機関や団体とのネットワークが広がってきています。

しかし、成年後見制度がまだまだ充分周知されていないことや、活用するにはもう少し課題があるということで昨年成年後見制度利用促進法が成立し、制度の改善や改革が進められる事になりました。2025年は認知症社会などと言われる中でこの制度への関心はますます高まってくる事と思います。

もだまはこれまでの10年を検証し、そしてその先をしっかりと認識し、法人の役割、相談支援の充実に努めて参りたいと思っております。いつも支えていただいております関係者のみなさまに感謝申し上げますとともに、引き続きのご支援を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

第8回全国権利擁護支援ネットワーク全国大会 in 滋賀

2月24・25日の2日間大津市を会場に全国フォーラムが開催され、テーマにおける認識の共有と、全国からの参加者の交流が図られました。

1日目のシンポジウムは、日本中に大きな衝撃が走った「津久井やまゆり園」の事件を受けて「相模原事件と日本の権利擁護の課題」をテーマに意見発表がありました。この事件を通して、障害のある人たちの現実と様々な課題が浮かび上がってきました。



施設の安心、安全はどう守られてきたのか、障害を持った人達がこの施設の中で、人間として当たり前前に生活できていたのか、障害があってもなくても多様性を認める共生社会をつくっていくためにはどうすればいいのか。西宮市社協からは、重症心身障害児の親たちの地域に開かれた活動が、地域の価値観を変えてきている取り組みについての報告など、予定時間を大幅に超えた熱くて深い発表となりました。（シンポジストに国際医療福祉大学大学院大熊さん、全国手をつなぐ育成会連合会長久保さん、西宮市社協清水さん、コーディネーターは全国権利擁護支援ネットワーク代表佐藤さん）

2日目のパネルディスカッションでは「生活困窮者支援と権利擁護」をテーマに、高知市社協から地域のネットワークを構築した様々な課題に対応した先進的な取り組み事例の報告、芦屋市福祉部の保健師さんからは保健師の視点で、縦割り行政の枠を超え安心して暮らせるまちをめざす全庁的なサポートシステムの報告がありました。地域で孤立する人を作らないために、支援を必要とする人に必要なサービスをどうつくっていくのか、課題を解決するためには誰が、どこと、どうつながればいいのかなど、新たな気づきを学ぶことができました。

平成 28 年度権利擁護フォーラム

～成年後見制度と権利擁護～

3月16日（木）に社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会主催で研修会が開催されました。権利擁護の実践として、みんなで関わるとみんなでいい方法を編み出すことができる。価値観もいろいろあり、ぶつかり合いをしながら支えていく。その人らしい生活、支援者支援の立場に立つ、協働する支援者になる。それぞれの立場で出来ることと出来ないことを踏まえて、いろいろな支援者と関わり支援を進めていくことの大切さ。そして、その為にはお互いいい関係作りをしていかなければいけないことを改めて勉強させていただきました。また、関係機関の方々からは、もだまのような事業所への最初の相談で「こんなことまで相談していいのかな」と悩まれる事があるというお話を聞き地域の方々や相談者が気楽に相談できる相談しやすいセンターでありたいと思いました。

後見人紹介コーナー

専門職後見人 ～弁護士～の思い～



草津法律事務所 宮原務弁護士
(もだま顧問弁護士)

弁護士業務の一環として、成年後見人の仕事もさせていただいております。

弁護士に配点される後見事件は、親族間でトラブルがあったり、法的問題を抱えておられたり、親族がおられなかったりというケースが大半です。法的問題の処理は弁護士の本来的業務ですし、金銭管理や契約、届出等の手続も大変ではありますが不得手ではありません。また、福祉に関する部分については、他の支援者の方々にご協力いただきながら何とかやっているというところではあります。

悩ましいのはご本人との人間関係の部分だと感じています。相手方と対立関係になることは、弁護士の通常の業務において当然ありうることでありますので、ある程度やむを得ないと割り切ることができます。しかし、依頼人と対立してしまうのは、弁護士にとって非常にまずい事態です。その意味で、後見人にとってどう人間関係をつくっていかうかということにはいつも悩みます。

とくに初対面するとき、ご本人も緊張しているせいか、やたらと威圧的な態度を示してきたり、何を聞いても無愛想な反応しか返ってこなかったりという方もいらっしゃいました。

しかししばらくすると、困ったときにご本人から私に電話をかけてきたり、駅などで見かけるとご本人から話しかけてきてくれたり、事務所まで気軽に来てくれたり（アポなしなのでこれは少し困りますが）するようになりました。私が何かしたというわけでもないで、おそらく他の支援者の方々が色々と口添えしてくださっているのでしょう。どのように接したらいいかを、他の支援者の方に相談することもしばしばあります。後見人もいろいろな方に助けていただいているとつくづく感じます。今後もよろしくお願いします。



出張相談会開催のご案内

開催市	日時	会場
野洲市	7月12日(水)・11月8日(水) 13:30~16:00	野洲市健康福祉センター
栗東市	8月9日(水)・12月14日(木) 13:30~16:00	栗東市役所
守山市	10月10日(火)・1月9日(火) 13:30~16:00	守山市福祉保健センター (すこやかセンター)

第10回 通常総会のお知らせ

- 日時 5月28日(日) 13:00~14:00
- 場所 ウィングプラザ 4F 研修室 D JR栗東駅前 徒歩2分
ご多用とは存じますがご参加いただきますようよろしくお願いいたします
正会員のみなさまには追ってご案内を送付させていただきます。

新任職員紹介



3月下旬から、もだまの事務担当として勤務しております、奥村裕子と申します。

今まで、民間や官公庁で事務や相談業務などの経験をしてきました。また現在、二人のこどもの育児に奮闘中です！

初勤務からまだ日が浅く、わからない事がたくさんありますが、出来る限り早くお役に立てるよう頑張る所存です。

★ 会員募集

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちしております。

☆正会員年会費☆

個人1口 3,000円 ・ 団体1口 10,000円

☆賛助会員年会費☆

個人1口 2,000円 ・ 団体1口 5,000円

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。

TEL:077-598-0246

FAX:077-598-0888

E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp